

令和4年度第2回

南アルプス市国民健康保険運営協議会 資料

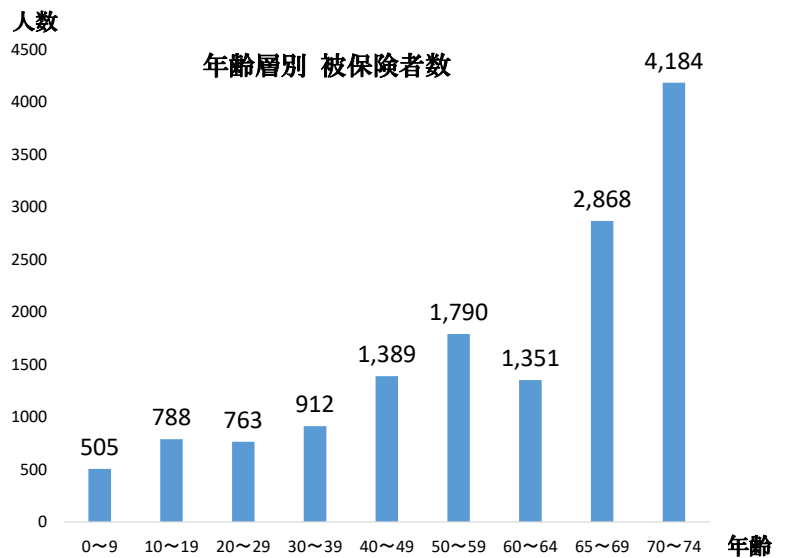
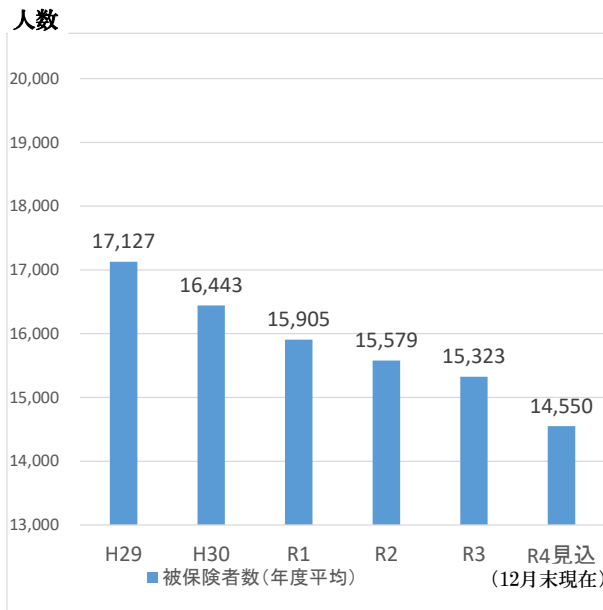
日 時 令和5年2月14日（火） 午後7時

場 所 白根生涯学習センター

南アルプス市国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の現状について

①国保加入者の推移



※加入者減少は後期高齢者医療へ移行

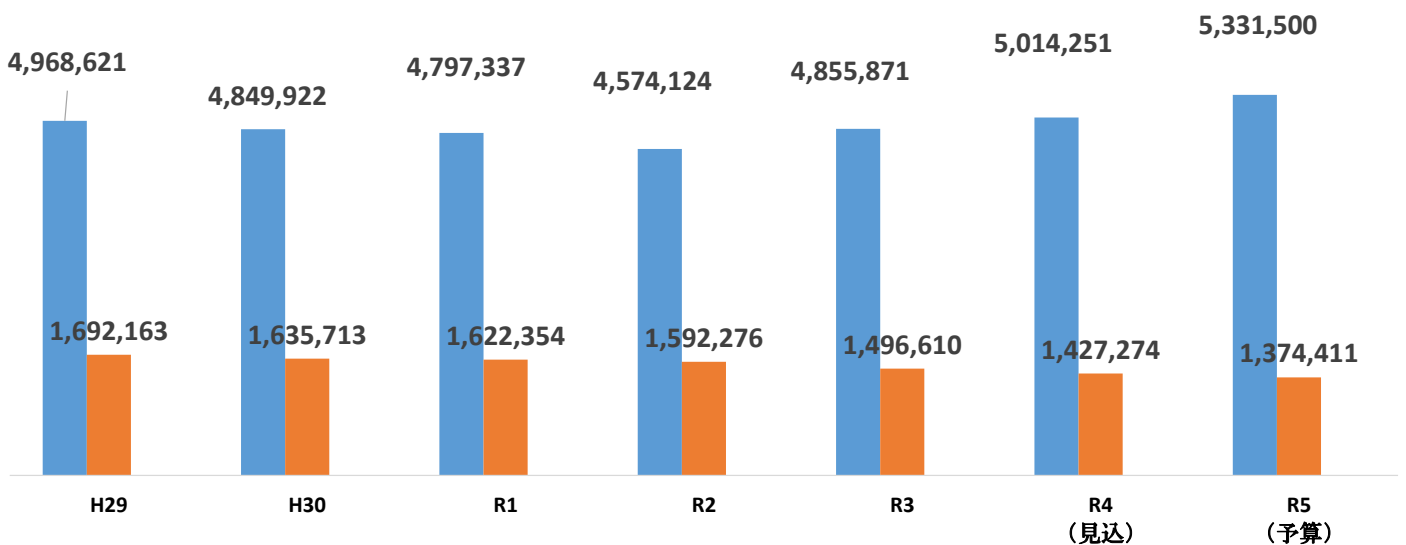
後期高齢者医療へ移行予定者数 (R4, 12月末現在)

70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
724人	739人	883人	870人	968人

②医療費負担金・保険税の推移

単位：千円（四捨五入）

■ 医療費(本人負担分を除く) ■ 国保税(現年度保険税調定額)



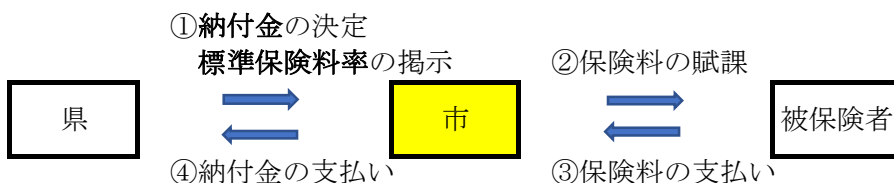
事業費納付金について

1 納付金の概要

平成30年度に行われた国民健康保険の制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなりました。

県は、医療給付費（医療費）の見込みなどから、市町村が納めるべき納付金の額、及び保険料設定の参考となる標準保険料率を算定し、掲示しています。

市町村は、標準保険料率を参考に保険料率を決定し、保険料を被保険者に賦課します。また、市町村は、保険料を財源として、県に納付金を支払います。

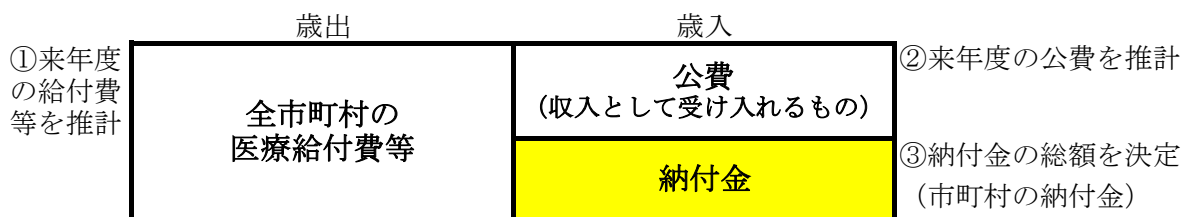


2 納付金算定の流れ

県が来年度の納付金を算定し、前年度に市町村へ納付額を通知します。

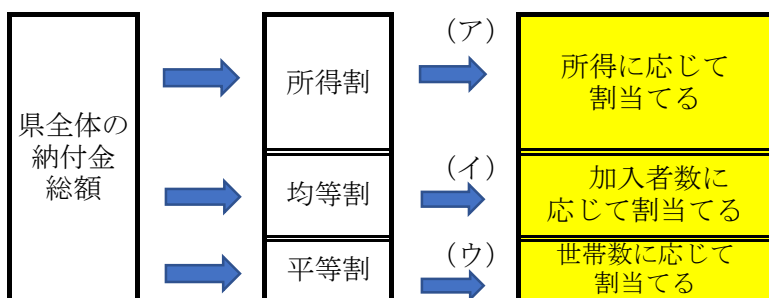
- ① 県が来年度の県全体の医療給付費等を推計します
- ② 県が来年度の県全体の公費を推計します
- ③ ①と②の差額が納付金の総額になります
- ④ 市町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分して、納付金が決まります

県の国民健康保険特別会計



3 市町村の納付金の算定方法

- (1) 総額が決まる
- (2) 税区分に金額を割振る
- (3) 市町村に金額を割振る
- (4) 医療費水準の調整後、納付金が決まる



(3) は、区分ごとに、市町村が県内に占める割合から算出されます。

国民健康保険事業費納付金の推移

③ 事業費納付金の推移

(単位：円)

	調整措置前 (A)	うち調整措置額 (B)	総 額 (A) - (B)
H30年度	2,093,415,153	54,901,868	2,038,513,285
R1年度	2,162,606,591	54,658,611	2,107,947,980
R2年度	2,098,636,277	49,841,142	2,048,795,135
R3年度	1,942,638,867	38,001,586	1,904,637,281
R4年度	1,968,859,043	28,274,199	1,940,584,844
R5年度	2,068,607,351	17,494,290	2,051,113,061
比較増減 (対前年)	99,748,308	▲ 10,779,909	110,528,217

※事業費納付金は、県内の推計された医療費や公費をもとに市町村ごとの医療費水準、所得水準等で按分して決定されます。

※平成30年度から令和5年度までの6年間、国、県の公費を充てて納付金額を減少させる調整措置が講じられています。

④ 1人あたりの事業費納付金に占める調定額の割合 (単位：円)

1人あたり	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業費納付金	123,975	132,534	131,510	124,299	133,374	144,211
比較増減 (対前年)	—	8,559	▲ 1,024	▲ 7,211	9,074	10,837
現年調定額	99,477	102,002	102,206	97,671	98,094	96,633
率	80.8%	77.0%	77.4%	78.2%	73.8%	67.0%

⑤ 標準保険料率の推移

(単位：円)

	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割額	平等割額	所得割	均等割額	平等割額	所得割	均等割額	平等割額
H30年度	6.80%	25,917	24,668	2.20%	8,350	7,506	1.40%	8,075	5,443
R1年度	6.99%	26,651	25,447	2.38%	9,026	8,139	1.55%	8,775	5,893
R2年度	6.81%	26,181	25,163	2.34%	8,938	8,108	1.65%	9,396	6,965
R3年度	6.18%	23,567	22,586	2.34%	8,894	8,048	1.75%	9,542	7,151
R4年度	6.14%	24,588	22,449	2.37%	9,168	7,929	1.88%	10,107	7,468
R5年度	6.62%	27,056	24,932	2.62%	10,331	9,019	2.06%	11,201	8,304

現行税率	6.18%	23,500	22,500	2.34%	8,600	7,800	1.75%	9,000	6,700
比較	▲ 0.44	▲ 3,556	▲ 2,432	▲ 0.28	▲ 1,731	▲ 1,219	▲ 0.31	▲ 2,201	▲ 1,604

※標準保険料率・・・県が、毎年度、市町村ごとの事業費納付金の算定と併せ、保険料率の標準的な水準を表す数値を算定したもの

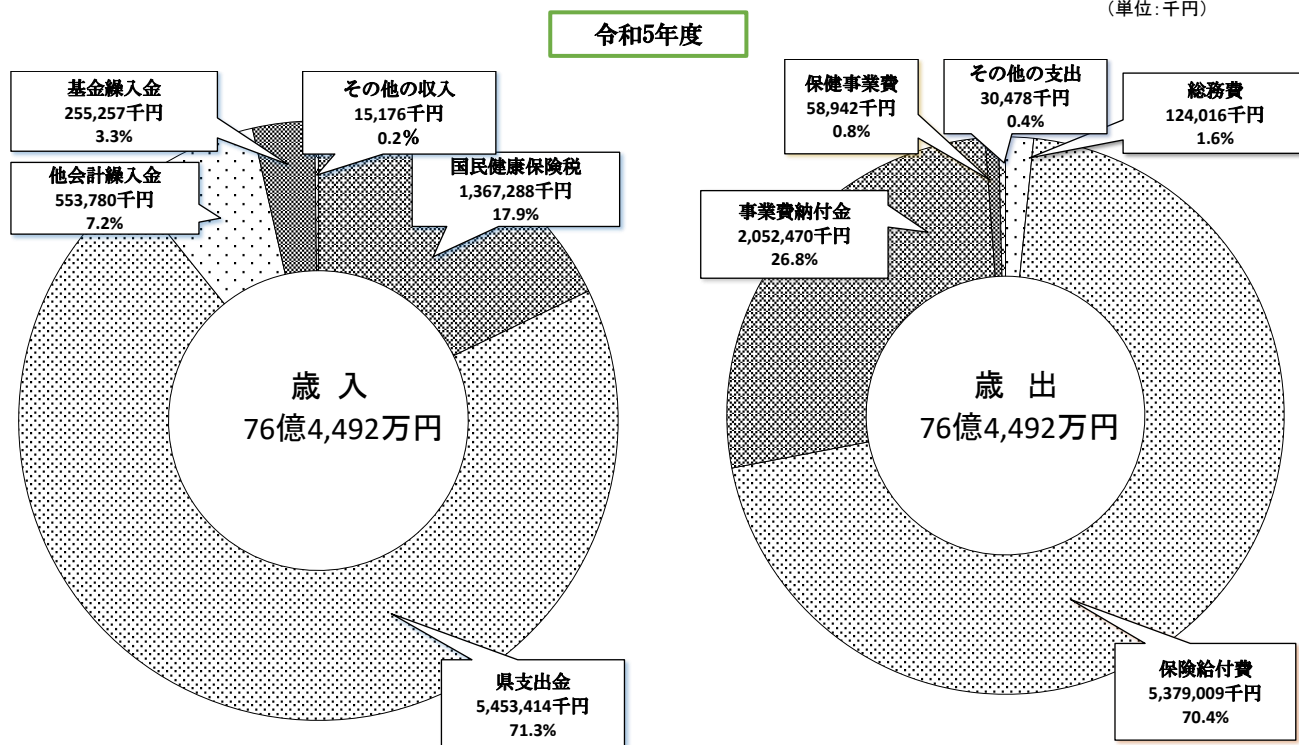
⑤国民健康保険特別会計の決算状況

(単位：千円)

年度	歳入合計	歳出合計	差引 ①	前年度 繰越金 ②	繰入金 ③	基金積立 ④	実質単年度収支 (繰入金等を除く) ⑤=①-②-③+④	年度末基金残高
H30年度	7,712,457	7,525,397	187,060	334,627	32,075	317,034	137,392	580,433
R1年度	7,381,865	7,202,939	178,926	187,060	28,785	76,913	39,994	657,346
R2年度	7,170,034	6,913,157	256,877	178,927	29,521	73,640	122,069	730,985
R3年度	7,404,659	7,148,984	255,675	256,877	33,826	159,721	124,693	890,706
R4年度 (見込み)	7,515,108	7,420,579	94,529	255,675	36,168	164,150	▲ 33,164	1,054,856
R5年度 予算(案)	7,644,915	7,644,915	0	94,529	33,779	▲ 255,257	-	799,599

⑥国民健康保険特別会計 当初予算(案)の状況

(単位：千円)



令和5年度の国民健康保険税率（案）について

県に納付する令和5年度の事業費納付金が示されました。

令和4年度の納付金と比較すると、110,528,217円増加し、一人あたりとして10,837円増額となります。

この納付金を支払うための財源としての保険税は、被保険者数の減少に伴い、保険税の収入額が減額する見込みであります。

納付金の財源は、保険税のほか、一般会計からの繰入金や県支出金等を充てていますが令和5年度はこの財源が不足するため、財政調整基金を255,257,000円取り崩し予算編成をいたします。

このような状況を踏まえ、令和5年度国民健康保険税率については、現行の税率を据置くことといたします。

出産育児一時金の改定に伴う国民健康保険条例の改正について

1 改正の内容について

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を変更します。

2 出産育児一時金の支給について

国民健康保険の被保険者が出産したとき（妊娠12週以上）は、出産育児一時金を支給しています。

○直接支払制度

被保険者が医療機関で手続きすることにより、国保から医療機関に直接、出産育児一時金を支払います。

3 産科医療保障制度について

分娩に関連して重度脳性麻痺となった小児を対象に補償金が支払われます。本制度の加入医療機関において、1分娩につき掛金（12,000円）を支払います。

4 出産育児一時金の総額

【表1】

	出産育児一時金	産科医療保障制度の掛金	合計
改正前	40万8千円	1万2千円	42万円
改正後	48万8千円	1万2千円	50万円

※産科医療保障制度加入の医療機関で出産した場合に掛金が加算されます。

5 条例等の改正案の概要について

① 市国民健康保険条例第5条第1項

出産育児一時金の額を「40万8千円」から「48万8千円」に改める。

(参考)

南アルプス市国民健康保険条例

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、
出産育児一時金として40万8千円を支給する。

6 施行期日 令和5年4月1日

7 支給対象者

【表2】

	産科医療保障制度		合 計
	利用あり (420,000 円)	利用なし (408,000 円)	
令和4年度 (1月末)	24件	0件	24件
3年度	32件	2件	34件

○南アルプス市国民健康保険運営協議会規則

平成15年4月1日

規則第80号

改正 平成30年3月23日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市国民健康保険条例（平成15年南アルプス市条例第144号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、南アルプス市国民健康保険運営協議会（条例第2条に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 診療所の設置及び廃止に関する事項
- (5) 保健事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要なものと認める事項

(委員の委嘱等)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員は、辞職しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第6条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け、協議会の庶務に従事する。

(会議録)

第7条 会長は、会議録を作成しなければならない。

2 会長は、会議の結果を、市長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

南アルプス市国民健康保険運営協議会名簿(10期)

○委員の定数 19名

(被保険者代表6名、公益代表6名、保険医及び薬剤師代表6名、被用者保険代表1名)

○任期 3年

(令和4年6月1日～令和7年5月31日)

令和5年2月14日現在

職名	氏名	就任	期	
被保険者代表	清水 栄男	平成29年6月1日	3	被保険者(八田地区)
	桐生 友明	令和元年6月1日	2	被保険者(白根地区)
	内藤 昌子	令和4年6月1日	1	被保険者(芦安地区)
	海野 まゆみ	令和4年6月1日	1	被保険者(若草地区)
	杉山 寿美江	令和4年6月1日	1	被保険者(櫛形地区)
	秋山 伝	令和4年6月1日	1	被保険者(甲西地区)
公益代表	◎ 南部 美和	令和4年6月1日	1	愛育会会長
	○ 横内 里花	令和4年6月1日	1	食生活改善推進員会会長
	戸澤 英子	平成29年6月1日	3	民生委員八田地区
	切刀 秀樹	令和元年6月1日	2	民生委員芦安地区
	山本 三重子	令和4年12月1日	1	民生委員若草地区
	今村 幸治	令和4年6月1日	1	民生委員甲西地区
保険医及び薬剤師代表	深沢 眞吾	平成21年6月1日	7	医師
	齊藤 和磨	平成22年6月1日	7	医師
	河野 裕樹	令和元年6月1日	2	医師
	切刀 仁	平成15年6月1日	9	歯科医師
	塩谷 進	令和元年6月1日	2	歯科医師
	小山 篤	令和元年6月1日	2	薬剤師
被用者保険代表	池川 正美	令和元年6月1日	2	健康保険組合連合会 山梨連合会常務理事

◎会長 ○副会長



南アルプス市 健康リーグ

幸せ実感！
南アルプス市健康リーグ
南アルプス市は、健康からのまちづくりを進めています。

南アルプス市国民健康保険運営協議会

南アルプス市疾病分類別医療費の状況と 取り組み等について

R5.2.14(火)

南アルプス市国保年金課

本日、お伝えすること

- 1 .疾病分類別医療費の状況について
- 2 .重点対策に対する取り組みと課題について
 - ①特定健康診査受診率向上対策
 - ②特定保健指導実施率向上対策
 - ③糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防対策
 - ④生活習慣病予防対策

1. 疾病分類別医療費の状況について

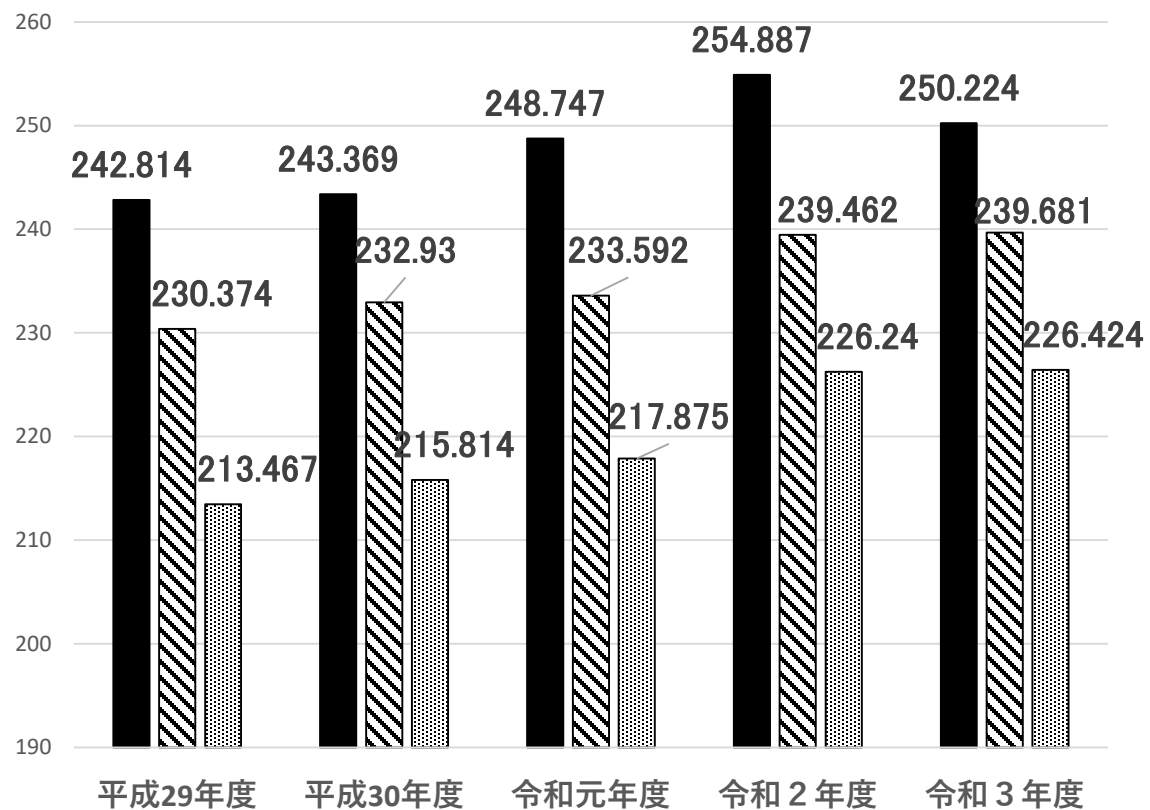
医療費割合の上位10疾患(細小分類)

※入院+外来

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1位	慢性腎臓病 (透析あり)	慢性腎臓病 (透析あり)	慢性腎臓病 (透析あり)	慢性腎臓病 (透析あり)	慢性腎臓病 (透析あり)	慢性腎臓病 (透析あり)
第2位	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病
第3位	高血圧症	高血圧症	高血圧症	高血圧症	関節疾患	関節疾患
第4位	統合失調症	統合失調症	統合失調症	関節疾患	高血圧症	高血圧症
第5位	関節疾患	関節疾患	関節疾患	統合失調症	統合失調症	肺がん
第6位	うつ病	肺がん	肺がん	脳梗塞	うつ病	統合失調症
第7位	脂質異常症	うつ病	うつ病	肺がん	不整脈	不整脈
第8位	不整脈	不整脈	不整脈	うつ病	肺がん	うつ病
第9位	C型肝炎	脂質異常症	脂質異常症	不整脈	脂質異常症	骨折
第10位	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	脂質異常症	骨折	脂質異常症

糖尿病患者数の年次推移

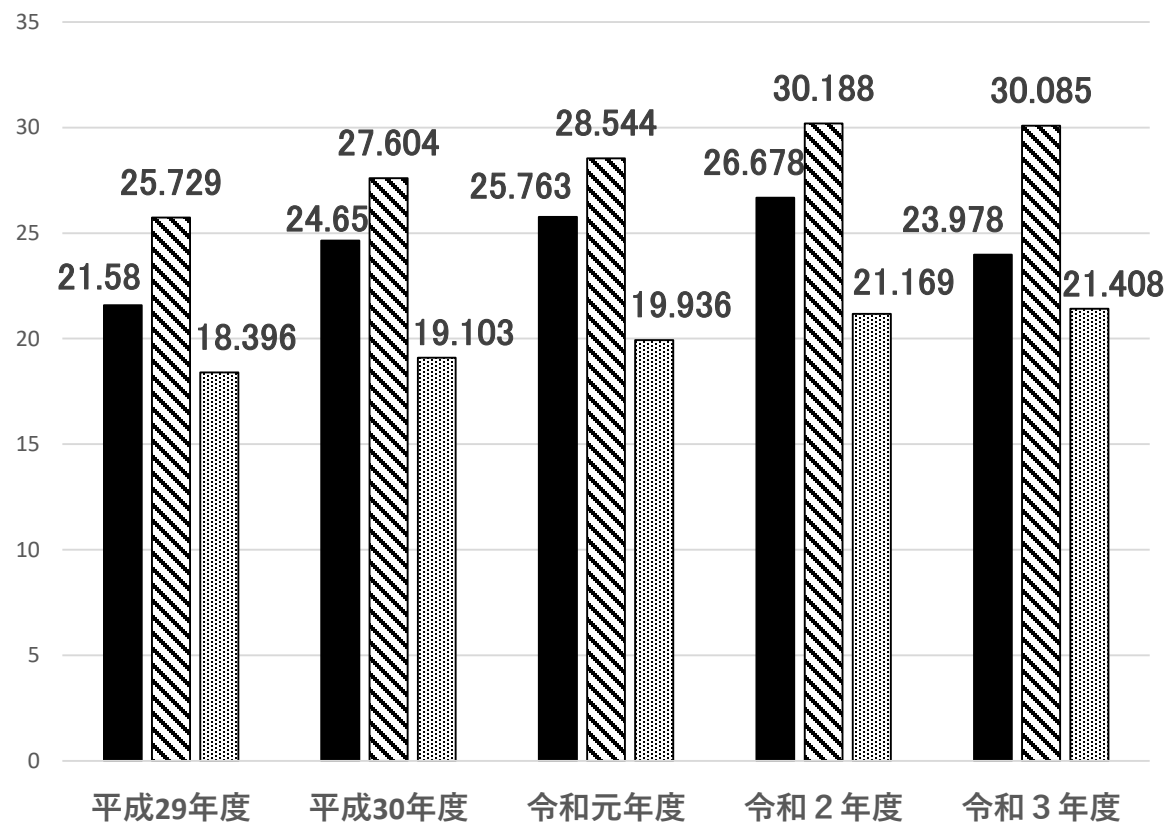
(患者千人当たり)



■ 南アルプス市 ▨ 山梨県 ▩ 全国

糖尿病性腎症患者数の年次推移

(患者千人当たり)



■ 南アルプス市 ▨ 山梨県 ▩ 全国

国保加入者 新規人工透析患者数

転入者を含む

	H30	R1	R2	R3	合計
全 数	10人	15人	17人	10人	52人
(再掲) レセプトで 「糖尿病名」有	7人	11人	9人	5人	32人 (61.5%)

R4.4.1 腎臓機能障害1級 216人
R3年度 更生医療新規申請者(腎臓) 28人

2.重点対策に対する取り組み等について

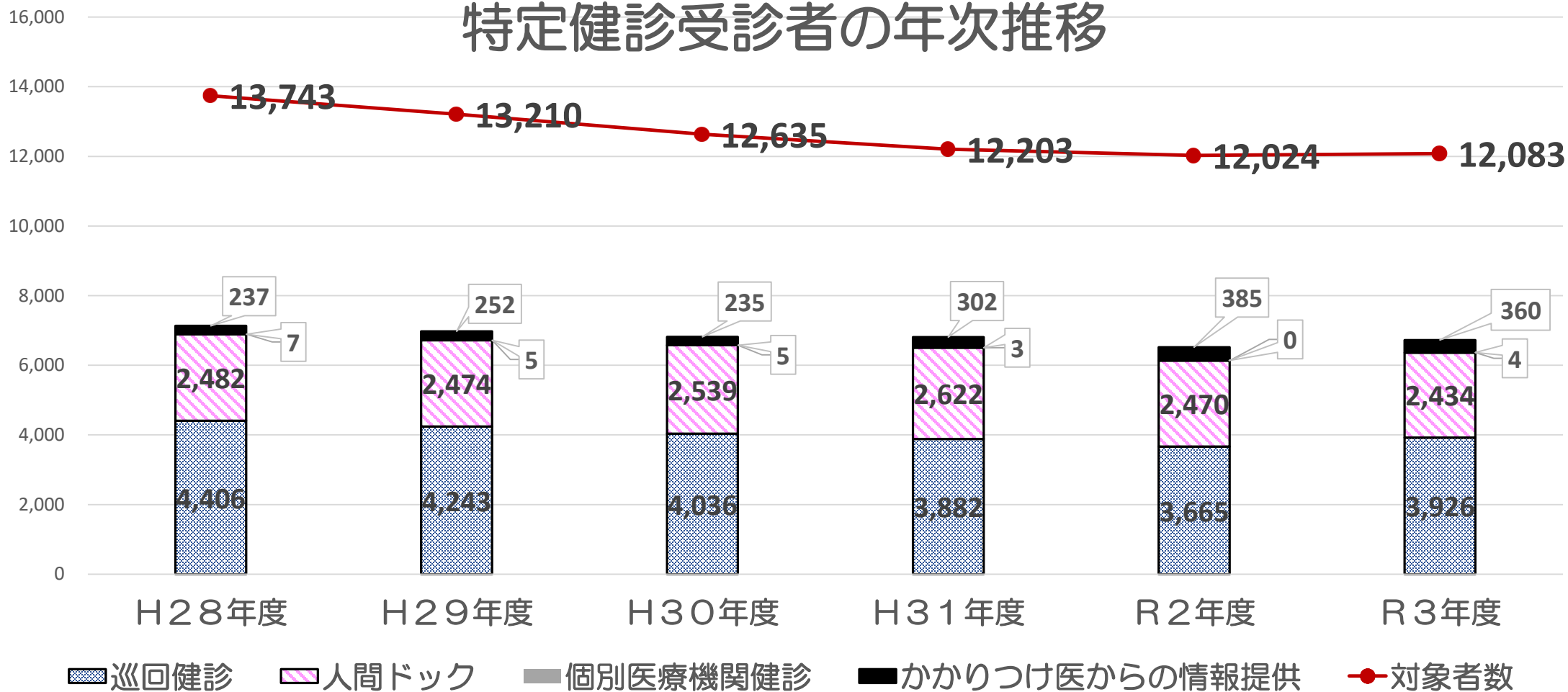
①特定健康診査受診率向上対策

②特定保健指導実施率向上対策

③糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防対策

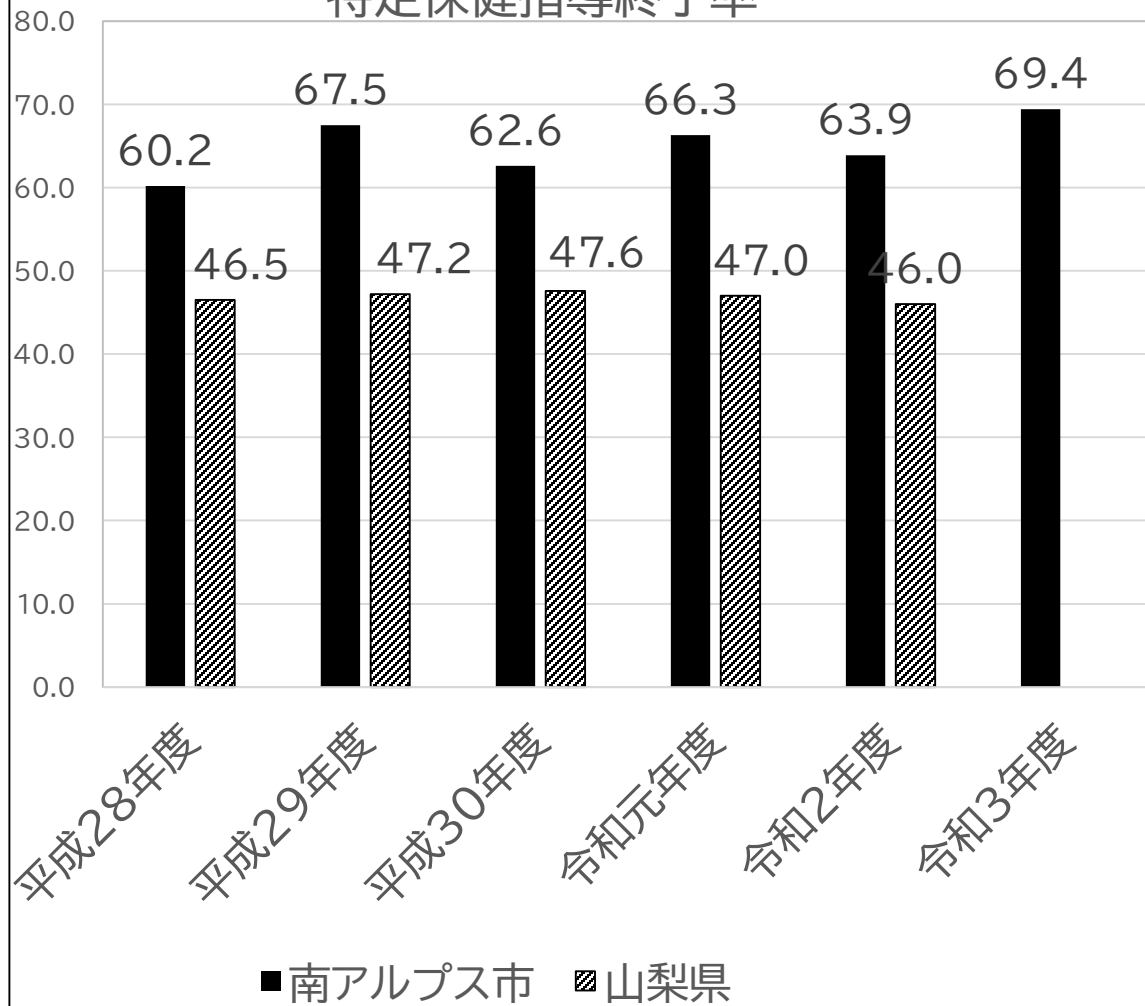
④生活習慣病予防対策

特定健診受診者の年次推移

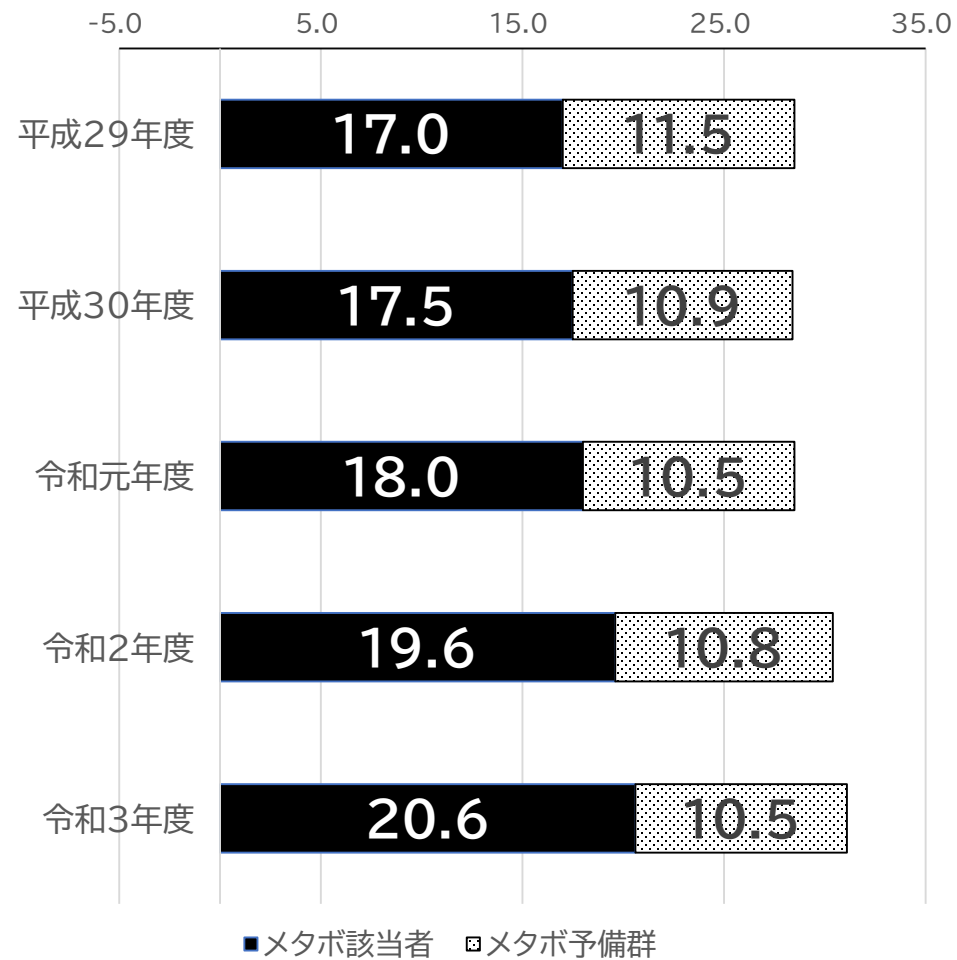


	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定健診受診率 (法定報告)	54.2 %	55.1 %	55.7 %	57.4 %	55.0 %	57.4 %

特定保健指導終了率



メタボ該当者・予備群の推移



糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防対策、生活習慣病予防対策

- 健診結果説明会
- 糖尿病予防教室・糖尿病重症化予防教室
- 慢性腎臓病(CKD)予防教室
- 糖尿病予防セミナー
- 糖尿病(性腎症)重症化予防個別支援事業

<課題>

➤健康無関心層へのアプローチ

健診や医療につながることなく、合併症を発症する事例がある

➤未治療者へのアプローチ

受診勧奨しても、自覚症状がない等の理由により受診に繋がらない事例がある

➤コントロール不良者へのアプローチ

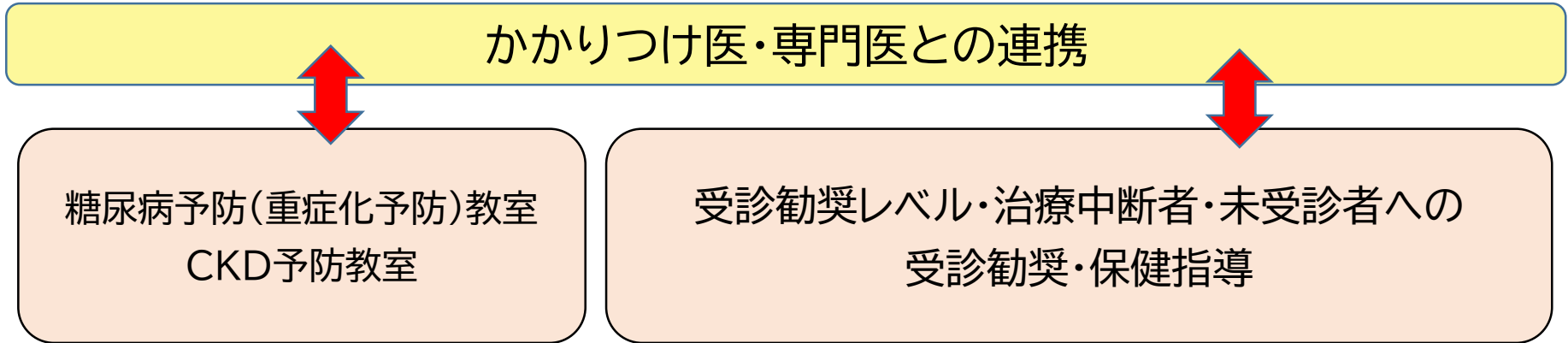
健診受診者へ保健師・栄養士が保健指導を実施しているが、かかりつけ医の治療方針や生活上の留意点等を確認した上での指導ができていない

健康寿命の延伸

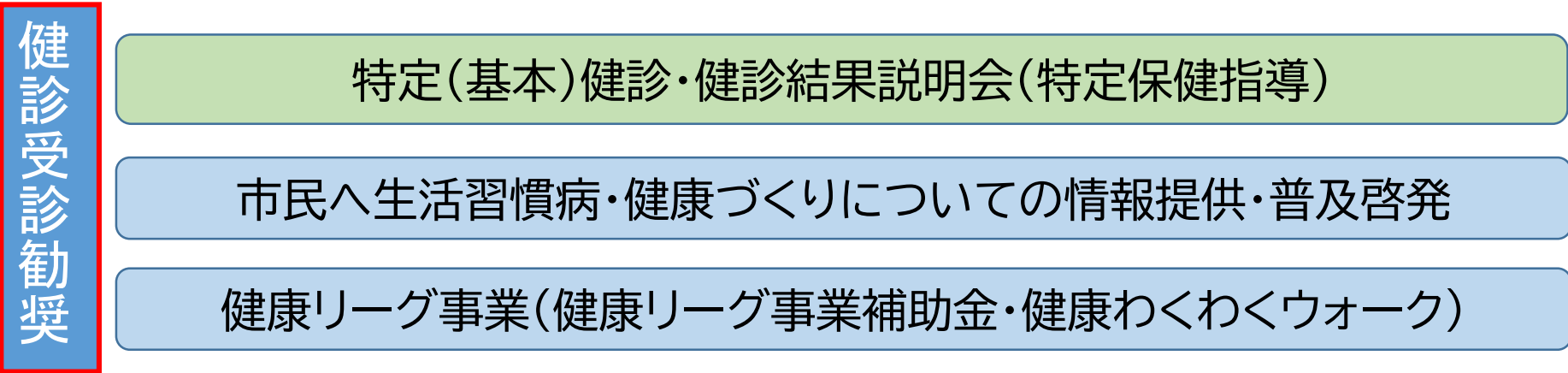
糖尿病性腎症による新規透析患者数の減少

糖尿病有病者の割合の増加の抑制

要医療
コントロール不良
受診中断
未治療者



健康関心層



健康無関心層

